

「区政会議」の基礎知識



区政会議とは・・・

区長が、区の施策・事業について、その
計画段階から幅広い区民の方々の意見を聴き、
適宜**区政に反映**させるための会議です。

(参考)

区政会議の基本となる事項に関する条例

第2条

「区長、区シティマネージャー及び教育委員会事務局区担当次長(以下単に「区長」という。)の所管に属する事業(以下「基礎自治に関する施策等」)について、

立案段階から意見を把握し適宜これを反映させる とともに、

その実績及び成果の評価にかかる意見を聴く

ことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議をいう。」

次のような事についてご意見をお聞きします。



①区の運営方針の策定

②区の予算

③区の運営方針の評価

④区の総合的な計画(区将来ビジョンなど)

+

⑤その他区長が必要と認める事項

いただいたご意見に対して区長は・・・

区政会議における委員の意見を勘案し、必要があると認めるときは、その権限の範囲内において適切な措置を講じることとされている。

こんなご意見を待っています！

- 区役所が行っている取組み、こんな工夫をしたらよくなるのでは？
- 区役所が行おうとしている改善策、ちょっと違うんじゃない？

(参考)いただいたご意見の運営方針・予算への反映事例

青色防犯パトロール車を活用した区政情報の発信をしてはどうか。



平成28年度
対応済

鶴見区検定の実施について、小学校（高学年）がチャレンジできるような内容となるといいのではないか。



平成29年度
対応予定

地域防災リーダーの情報伝達手段として、精度のよい防災用トランシーバーの配備を考えて欲しい。



平成29年度
対応予定

全体会議

- ・ 年3回開催予定(定数の半数以上の委員の出席が必要)

部会

- ・ 委員は必ず3つの部会のいずれかに所属。
- ・ 必要に応じて開催し、下記の事項について専門的な意見交換を行います。(昨年度は各3回ずつ開催)。

地域保健福祉部会	<ul style="list-style-type: none">・ 地域活動の活性化と自律的な地域運営の支援・ 地域福祉の推進(高齢者支援、障がい者支援など)・ 健康づくりへの支援
こども教育部会	<ul style="list-style-type: none">・ 子育て支援(待機児童の解消、児童虐待防止など)・ 区役所による教育の支援・ 子ども・青少年の健全育成
防災・防犯部会	<ul style="list-style-type: none">・ 災害に強いまちづくり・ 防犯対策・ 交通安全対策

区政会議は、公開で行われます。

開催の周知

- ・ 開催の1週間前までに開催日時・議題などが公表されます。
(庁舎前の掲示・ホームページ掲載・報道発表)

傍聴・取材

- ・ 誰でも傍聴することができます(定員:10名)。
- ・ 市議員が出席し、助言を行うことができます。
- ・ マスコミの取材が入ることがあります。

会議録の公開

- ・ 会議終了後、議事録・議事要旨・会議資料が区ホームページに掲載されます。

定員

- ・ 鶴見区では26名(区によって異なります)。

構成

- ・ 地域活動協議会から推薦を受けた委員(12名)。
- ・ 地域団体から推薦を受けた委員(8名)。
- ・ 公募により選定された委員(6名)。

議長・副議長

- ・ 議長・副議長は委員の互選により選任します。

任期、再任の制限

- ・ 任期は2年間
(今回の任期は、平成29年10月1日～平成31年9月30日)。
- ・ 3期連続で就任することはできません。

2年間、
よろしくお願いいたします。

